

(別紙 1)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

遠野市

1 促進計画の区域

別紙 2 の地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 遠野町地域

(1) 現況

本地域は、市の中心部であり、市街地化が進行しまとまった農地はないが、浜峠地区や程洞地区の水田・畑等を、農用地として利用を図っている。農業従事者の高齢化や農家数の減少による後継者不足等で、労働力の低下とそれに起因して農用地の遊休化が進行している。更に、山間地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 綾織町地域

(1) 現況

本地域は、耕地の標高が 210～430m に位置し、年平均気温も 7～9 度に分布し気象は安定している。土壌は黒ボク土が大部分を占め肥よく地となっている。土地の利用は猿ヶ石川沿いに開ける傾斜度 8 度未満の地域は水田として利用され、それに続く傾斜度 20 度未満傾斜地は畑地として利用されている。土壌生産区分では 1 等級、2 等級で、潜在生産力は高い。農業従事者の高齢化や農家数の減少による後継者不足等で、労働力の低下とそれに起因して農用地の遊休化が進行している。更に、山間地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 小友町地域

(1) 現況

本地域は、耕地の標高が 200～400m に位置し、年平均気温も 9～11 度で気象条件には恵まれている。土壌は黒ボク土と褐色森林土で、土壌生産力は 2 等級がほとんどである。土地の利用は、地域内を流れる小友川、鷹鳥屋川、長野川沿いの傾斜度 8 度未満の地域は水田として利用され、それに続く傾斜度 20 度未満の地域は畑地、草地として利用されている。農業従事者の高齢化や農家数の減少による後継者不足等で労働力の低下とそれに起因して農用地の遊休化が進行している。また、地域に

において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及と、更に、山間地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きい事から、これを補正する取り組みを行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、更に同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及させ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 附馬牛町地域

(1) 現況

本地域は、耕地の標高が280～520mに位置し、年平均気温も7～11度で気象も安定している。土壌は黒ボク土壌が大方を占め肥よくである。土地の利用は、猿ヶ石川沿いの傾斜度8度未満の地域は水田として利用され、それに続く傾斜度20度未満の地域は畑地として利用されている。さらに、背後に擁する高原の傾斜度20度未満の地域は採草地及び牧場として利用し、一大畜産基地を形成している。土壌生産力区分については、大方1～2等級で潜在生産力は高い。農業従事者の高齢化や農家数の減少による後継者不足等で、労働力の低下とそれに起因して農用地の遊休化が進行している。更に、山間地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きい事から、これを補正する取り組みを行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 松崎町地域

(1) 現況

本地域は、耕地の標高は260～400mまでを利用しており、年平均気温も5～9度で、土壌は黒ボク土壌がその大方を占めている。土地の利用は、猿ヶ石川沿いに開ける傾斜度8度未満の地域は水田として利用され、その背後に続く傾斜度20度未満の地域は畑地、樹園地として利用され、土壌生産力区分においても1、2等級と生産力は高い。農業従事者の高齢化や農家数の減少による後継者不足等で、労働力の低下とそれに起因して農用地の遊休化が進行している。更に、山間地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きい事から、これを補正する取り組みを行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 土淵町地域

(1) 現況

本地域は、耕地の標高は280～480mまでを利用しており、年平均気温は5～11度で、土壌は黒ボク土壌が大方を占めている。土地の利用は、小鳥瀬川沿いに開ける

傾斜度 8 度未満の地域は水田として利用され、それに続く傾斜度 20 度未満の地域は畑地として利用されている。さらに、標高 800m 地帯に広がる高原は、採草地及び牧場に利用され、一大畜産基地となっている。土壌生産力区分においては 2、3 等級となっている。農業従事者の高齢化や農家数の減少による後継者不足等で、労働力の低下とそれに起因して農用地の遊休化が進行している。更に、山間地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きい事から、これを補正する取り組みを行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 青笹町地域

(1) 現況

本地域は、耕地の標高は 200～400m までを利用しており、年平均気温は 7～11 度で、土壌は一部に褐色森林土があるものの、ほとんどは黒ボク土壌で肥よく土である。土地の利用は、早瀬川、中沢川及び河内川沿いに開ける傾斜度 8 度未満の地域は水田として利用され、それに続く傾斜度 20 度未満の地域は丘陵地を形成し畑地として利用されている。さらに、北側に位置する扇状地形は、利水が極めて不便であるため畑地として利用され、畑作営農の中核的位置にある。土壌生産力区分においては 1～2 等級で潜在生産力は高い。農業従事者の高齢化や農家数の減少による後継者不足等で、労働力の低下とそれに起因して農用地の遊休化が進行している。更に、山間地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きい事から、これを補正する取り組みを行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 上郷町地域

(1) 現況

本地域は、耕地の標高は 250～450m までを利用しており、年平均気温は 7～9 度の範囲に分布している。土壌は黒ボク土も存在するが、褐色森林土も大きく占めており、肥よく地はごく一部である。土地の利用は、猫川及び早瀬川沿いの傾斜度 8 度未満の地域は水田として利用され、それに続く傾斜度 20 度未満の地域は畑地として利用されている。土壌生産力区分においては 2 等級、3 等級、一部に 4 等級も存在し、潜在生産力は低い。農業従事者の高齢化や農家数の減少による後継者不足等で、労働力の低下とそれに起因して農用地の遊休化が進行している。更に、山間地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きい事から、これを補正する取り組みを行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9. 宮守町地域

(1) 現況

本地域は、耕地の標高は160～400mまでを利用しており、平均気温は10.8度で、土壌は山岳部は壤土で、山麓は植壤土が占めている。土壌生産力区分は1、2等級となっている。土地の利用は宮守川、達曾部川、猿ヶ石川に開ける傾斜度8度未満の地域は水田として利用され、それに続く傾斜度20度未満の地域は畑地として利用されている。土壌生産力区分では1等級、2等級で、潜在生産力は高い。農業従事者の高齢化や農家数の減少による後継者不足等で、労働力の低下とそれに起因して農用地の遊休化が進行している。更に、山間地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	遠野町地域	遠野区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同行第2号に掲げる事業
②	綾織町地域	綾織区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同行第2号に掲げる事業
③	小友町地域	小友区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同行第2号、第3号に掲げる事業
④	附馬牛町地域	附馬牛区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同行第2号に掲げる事業
⑤	松崎町地域	松崎区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同行第2号に掲げる事業
⑥	土淵町地域	土淵区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同行第2号に掲げる事業
⑦	青笹町地域	青笹区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同行第2号に掲げる事業
⑧	上郷町地域	上郷区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同行第2号に掲げる事業
⑨	宮守町地域	宮守区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同行第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合においては、その区域

重点的な区域を定めないこととする。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 遠野市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

2. 集落協定の共通事項

(1) 集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の特例

ア 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(2) 「農業生産条件の強化」の対象工種

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）第 7 の 1 の (3) のオの表中の「③農業生産条件の強化」の対象工種を、次のとおり定める。

工種	作業内容
ほ場整備	<区画整理> ・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎 客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート 2 次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装
その他	市長が必要と認めるもの

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

ア 耕作放棄地の復旧に対する支援

耕作放棄地の復旧は「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」または「遠野市タフ・ビジョン推進事業（耕作放棄地解消対策事業）」の活用を検討しながら、復旧を推進する事とする。

イ その他、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業及び田から畑への地目変

換等について、その都度集落の実情に応じ対応していくものとする。